

松山広域都市計画汚物処理場の変更 (松山市決定)

計画書

松山広域都市計画汚物処理場の変更（松山市決定）

都市計画汚物処理場 2 北条クリーンセンターを廃止する。

名称		位置	面積	備考
番号	汚物処理場			
2	北条クリーンセンター	松山市大浦	10,500 m ²	処理能力 25 kℓ/日

「区域は計画図表示のとおり」

理由

2 北条クリーンセンターは、旧北条市が昭和61年に都市計画決定し建設した、し尿及び浄化槽汚泥の処理施設である。

平成17年、旧北条市の汚物は、松山市との合併に伴い松山衛生事務組合立浄化センター（現松山衛生 eco センター）で一元的に処理されることとなり、当該施設の運用が休止された。

こうした状況の中、今後の人口減少に伴い、し尿等処理すべき汚泥の発生量の減少が見込まれ、既存施設の処理能力で十分対応可能となっている。また、建物も老朽化しており、安全性の確保や適切な維持管理が困難となっているため、当該施設の解体撤去を行い、これにあわせ、都市計画汚物処理場 2 北条クリーンセンターを廃止するものである。